



平成 29 年 10 月 20 日

太宰府市長 芦 刈 茂 様

太宰府市税制審議会

会長 大 野



### 太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 8 月 2 日付 29 太税第 178 号にて諮問されました太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第 2 項の適用期間に関して、太宰府市歴史と文化の環境税条例施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について、慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

### 記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。このたび、5 回目の検討時期を迎えるにあたり、適用期間等について太宰府市長からの諮問により審議を行った。

#### 1 現状について

最初に、事務局から現在の市の財政状況及び歴史と文化の環境税条例施行後 14 年間の収入状況や用途について説明を受けた。筑紫地区の中でも本市は特に高齢化が進んでおり、勤労世代の減少や社会保障費の増大など厳しい財政運営を迫られている。現在、歴史と文化の環境税は市税収入の約 1% を占めるまでに増加している。歴史的文化遺産や観光資源の保全整備及び環境負荷軽減のための特定財源として、この税が果たす役割は今後益々増大することが想定される。続けて、歴史と文化の環境税に関する

意識調査（平成 29 年 1 月実施）について説明を受けた。本調査は平成 17 年度に実施した調査と同様のものであり、調査対象である来訪者、市民、駐車場事業者の意識の変化について、前回調査と比較すると、来訪者、市民にはこの税に肯定的な意見が増え、駐車場事業者にもその傾向がうかがえた。

委員からは、制度そのものを知らない人が増加している、看板や領収証などを利用し来訪者や市民に対し制度の周知に努めるべきである、との意見や、これまで 14 年間、様々な事業を実施してこられたのも関係者、特に駐車場事業者の協力によるものであり、市民として感謝の意を表すべきであるとの意見があった。

## 2 用途について

歴史と文化の環境税を財源とする事業は、市役所の内部だけで決定されているわけではない。歴史と文化の環境税運営協議会での審議を経て事業が決定される。外部の視点が加わることにより、透明性が確保されるとともに、事業内容や予算について検証が行われている。

委員からは、個別の事業について更なる検証を行い、来訪者にも市民にも有効的な活用を求めるとの意見、渋滞対策にもっと活用すべきであるとの意見、近年多くの外国人観光客が訪れることからインバウンド対策への更なる取り組みを求める意見などがあった。

## 3 制度全般について

税率については、近年の駐車台数の増加に鑑み、実施事業を精査し事業費を抑制することにより 1 台当たりの税率を引き下げ、負担軽減に繋げることを求める意見や、反対に財源確保のために税率の引き上げを求める意見があった。

有料駐車場の定義については、5 台以下の駐車場を対象外としているが、条例制定以降 5 台以下のコインパーキングが増加していることから駐車台数による定義を見直す意見も出された。

しかし、これらの議論は、税財源の大幅な減少や増加に繋がるものであり実質的な目的税である本税においては用途に影響を与えることから過去の審議経過等も踏まえ、慎重に行うべきだという意見が出された。

適用期間については 5 年という意見もあったが、社会経済情勢の変容を考慮して 3

年という意見が主流を占めた。

#### 4 結論

歴史と文化の環境税は関係者の協力のもと、14年間の実績により制度として定着している。意識調査においては、来訪者や市民から肯定的に受け入れられている一方、駐車場事業者の一部からは特別徴収について負担感が示されている。今後、より一層の理解を求める努力が必要である。

これまでの審議を踏まえ、本審議会は、今回の諮問に対する審議結果として、市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指したまちづくりのために、引き続き、この税が適正に運営されることを期待し、3年間、歴史と文化の環境税を継続することが望ましいとの結論に至った。

なお、今後、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。